

○国土交通省告示第九百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年十月十八日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 一般国道475号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事
・岐阜県関市広見字小洞地内から岐阜市大字三輪字小脇地内まで、山県市大字東深瀬字大洞地内から岐阜市中西郷六丁目地内まで、本巢市三橋字糸貫川通地内から瑞穂市七崎字一ノ堰西地内まで及び同県安八郡神戸町大字神戸字福井地内から同町大字下宮字村内地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 岐阜県関市広見字小洞、字両門取、字大山及び字牛洞地内

岐阜県山県市大字東深瀬字大洞、字針崎及び字戸羽並びに大字西深瀬字森、字狐襖、字村前、字打原、字松洞、字蔵前、字宮前、字池田、字田中、字八京、字大沢及び字谷之洞地内

岐阜県岐阜市大字三輪字小脇、大字城田寺字大平及び字田島、大字交人字境、大学北一丁目、大学北二丁目、大学北三丁目、大字石谷字池田、石谷一丁目、深坂一丁目、大字洞字北山、大字御望字貴船及び字熊野、御望六丁目、御望五丁目、上西郷一丁目、上西郷二丁目、中西郷七丁目並びに中西郷六丁目地内

岐阜県本巢市三橋字糸貫川通、見延字糸貫川通、字下河原、字河原端、字村前東、字柿元、字市甫、字村前西及び字芝添、随原字高田、早野字村北、字一本松及び字村西、七五三字更屋敷東、字花笠、字西浦、字花の木及び字萱野、上真桑字西境、下真桑字神明及び字高畑、政田字四ノ坪、字若宮、字仙道下、字中川筋、字竹後、字天神前、字米田、字高畑、字溝口、字上市場及び字下河原並びに温井字東川原地内

岐阜県瑞穂市七崎字新町、字東川原道上、字北町及び字一ノ堰西地内

岐阜県安八郡神戸町大字神戸字福井及び字昭和並びに大字下宮字村内地内

2 使用の部分 岐阜県関市広見字小洞、字両門取、字大山及び字牛洞地内

岐阜県山県市大字東深瀬字大洞、字針崎及び字戸羽、大字西深瀬字森、字狐襖、字打原、字蔵前、字宮前、字池田、字田中、字八京、字大沢及び字谷之洞並びに大字高木字北洞及び字南洞地内

岐阜県岐阜市大字三輪字小脇、大字椿洞字釣瓶落、字尾比利洞、字扇平及び字棚ヶ洞、大字彦坂字宮ヶ洞及び字善仏、大字石谷字北山、字南山及び字池田、大字城田寺字大平及び字田島、大字交人字境、大学北一丁目、大学北二丁目、大学北三丁目、石

谷一丁目、深坂一丁目、大字洞字北山、大字村山字南山、大字御望字竜王、字貴船及び字熊野、御望六丁目、御望五丁目、上西郷一丁目、上西郷二丁目、中西郷七丁目並びに中西郷六丁目地内

岐阜県本巣市三橋字糸貫川通、見延字糸貫川通、字下河原、字河原端、字村前東及び字柿元、早野字村北、字一本松及び字村西、七五三字更屋敷東、字花笠、字西浦、字花の木及び字萱野、上真桑字西境、下真桑字神明及び字高畑、政田字四ノ坪、字若宮、字仙道下、字中川筋、字竹後、字天神前、字米田、字高畑、字溝口、字上市場及び字下河原並びに温井字東川原地内

岐阜県瑞穂市七崎字新町、字東川原道上、字北町及び字一ノ堰西地内

岐阜県安八郡神戸町大字神戸字福井及び字昭和並びに大字下宮字村内地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県関市広見字昭和 new 田地内の関広見インターチェンジから大垣市桜町字宮町地内の大垣西インターチェンジまでの延長35.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道475号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社による公共事業・有料道路事業合併施行方式により建設するものであるが、一般国道の新設については、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当すること、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、本件事業について、平成23年6月6日付けで機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同月8日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受け、平成24年4月17日付けで機構と協定の一部を変更する協定を締

結し、同月20日付けで国土交通大臣から変更許可を受け、平成26年3月14日付けで機構と協定の一部を変更する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から変更許可を受けていることなどの理由から、起業者である国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道475号（有料道路名「東海環状自動車道」。以下「本路線」という。）は、名古屋市中心部から半径約30kmから40kmの間に位置する愛知県豊田市及び瀬戸市、岐阜県土岐市、美濃加茂市、関市、岐阜市及び大垣市並びに三重県いなべ市、四日市市等の都市を環状に結び、中部圏における地域間交流の拡大、地域産業等の活性化を促すとともに、東海北陸自動車道、中央自動車道西宮線等と連絡して広域的な高速交通ネットワークを形成することにより、環状である本路線内の交通混雑緩和、地域産業の支援等を目的とする延長約160kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する岐阜県は、岐阜市、大垣市等に工業団地や企業集積地を擁し、中京工業地帯の一翼を担う製造業を中心とした工業が盛んな地域であり、製造された工業製品は、陸上輸送により関東、関西方面等へ輸送されている。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては、一般国道21号及び一般国道156号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は物流等に広く利用されるとともに、関市、岐阜市、瑞穂市、大垣市等の既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、一般国道21号の岐阜市茜部本郷三丁目地内の城南病院前交差点東で68,972台／日、同市藪田東二丁目地内で64,281台／日であり、混雑度はそれぞれ2.30、1.55となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、東海北陸自動車道、中央自動車道西宮線等と連絡することで、中部圏における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の機能を補完・代替することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である岐阜県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年9月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成28年10月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、連結予定施設である県道岐阜関ヶ原線等に遮音壁を設置すること等により環境基準を満足するとされていることから、当該施設の管理者は本件事業の施行に伴い、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるオオサンショウウオ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているハリヨ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているコクロオバボタル等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミゾゴイ等、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているイシカワモズク、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているアゼオトギリ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、オオイシソウ等、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ、カキツバタ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により、影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカについては、営巣が確認されていることから、モニタリング調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて工事への馴化等の保全措置を講ずることとしている。カワヂシャについては、生育地の一部が改変されることから、専門家の指導助言を受け、移植の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が12箇所存在するが、このうち6箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る6箇所についても岐阜県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、既に供用済みである本路線の他の区間と連絡することなどにより、中部圏における広域的な高速交通ネットワークを形成することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成元年12月1日に都市計画決定され、平成8年10月4日及び平成12年4月21日に変更決定された都市計画並びに平成8年10月4日に都市計画決定され、平成22年8月27日及び平成23年3月29日に変更決定された都市計画等と、それぞれのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本件事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ2車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、岐阜県内外の各都市を結ぶ中部圏における広域的な高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、岐阜県知事を会長とする東海環状道路建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

岐阜県関市役所、山県市役所、岐阜市役所、本巣市役所、瑞穂市役所及び同県安八郡神戸町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

岐阜県山県市大字西深瀬字八京、字大沢及び字谷之洞並びに大字高木字北洞及び字南洞地内

岐阜県岐阜市大字椿洞字釣瓶落、字尾比利洞、字扇平及び字棚ヶ洞、大字彦坂字宮ヶ洞及び字善仏、大字石谷字北山、字南山及び字池田、大字城田寺字大平及び字田島、大字交人字境、大字北一丁目、大字北二丁目、大字北三丁目、石谷一丁目、深坂一丁目、大字洞字北山、大字村山字南山、大字御望字竜王、字貴船及び字熊野、御望六丁目、御望五丁目、上西郷一丁目、上西郷二丁目、中西郷七丁目並びに中西郷六丁目地内

岐阜県本巣市三橋字糸貫川通、見延字糸貫川通、字下河原、字河原端、字村前東、字柿元、字市甫、字村前西及び字芝添、随原字高田、早野字村北、字一本松及び字村西、七五三字更屋敷東、字花笠、字西浦、字花の木及び字萱野、上真桑字西境、下真桑字神明及び字高畑、政田字四ノ坪、字若宮、字仙道下、字中川筋、字竹後、字天神前、字米田、字高畑、字溝口、字上市場及び字下河原並びに温井字東川原地内

岐阜県瑞穂市七崎字新町、字東川原道上、字北町及び字一ノ堰西地内